



平成 28 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ム ゲ ン エ ス テ ー ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 進 一
(コード番号：3299 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 吉 岡 隆 夫
(TEL. 03-5623-7442)

定款一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

平成 28 年 2 月 16 日開催の当社取締役会において、本日付で役員の変動を行う旨、並びに定款一部変更及び役員の変動について平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 26 回定時株主総会に付議する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約の締結を可能といたしたく定款第 30 条(取締役の責任免除)及び第 40 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、本議案の定款第 30 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。変更の内容は次のとおりであります。

現行	変更案
(取締役の責任免除) 第 30 条 (省略) 2 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 30 条 (省略) 2 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (省略)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記定款一部変更の効力発生予定日は平成 28 年 3 月 25 日 (金) であります。

2 . 役員の変動

(1) 人事異動 (平成 27 年 2 月 16 日付)

氏名	新役職名	旧役職名
依田 満	専務取締役	専務取締役 営業本部長
渡邊 敏之	取締役 営業本部長兼新宿第一営業部長	取締役 新宿第一営業部長

(2) 取締役候補者 (平成 28 年 3 月 25 日付予定 全て重任)

- 藤田 進 (現 代表取締役会長)
- 藤田 進一 (現 代表取締役社長)
- 吉岡 隆夫 (現 常務取締役 管理本部長)
- 渡邊 敏之 (現 取締役 営業本部長兼新宿第一営業部長)
- 大久保 明 (現 取締役 総務部長)
- 四方 仁史 (現 社外取締役)

四方仁史氏は社外取締役候補者であります。

(3) 退任予定取締役 (平成 28 年 3 月 25 日付予定)

- 依田 満 (現 専務取締役)

以 上